

助成事業名	ボランティア活動支援事業
助成主体	財団法人 北海道地域活動振興協会
事業目的	みんなが幸せに暮らせる地域社会を支えるボランティア活動に対し、予算の範囲内で助成することによって、本道のボランティア活動の振興を図ることを目的とする。
対象団体等	<p>(1) この事業の対象となる団体は、道内で自主的なボランティア活動を1年以上継続して実践している団体とする。ただし、「東日本大震災」による被災者・被災地支援に関わる活動（義援金等は除く）を行う団体については、活動期間が1年未満でも、対象とする。</p> <p>(2) 次の団体については対象としない。</p> <p>① 営利や政治、宗教を目的とする団体 ② 過去に助成を受けた団体で、事業実施報告書等を提出していない団体</p> <p>③ 特定非営利活動法人で、毎年度の事業終了後、定められた期限内に所轄庁へ事業報告書等を提出していない法人</p>
対象分野	<p>この事業の対象となるボランティア活動の分野は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 福祉や保健、医療の増進 (2) 社会教育の推進 (3) まちづくりの推進</p> <p>(4) 文化、芸術、スポーツの振興 (5) 環境の保全 (6) 国際協力の推進</p> <p>(7) 子供の健全育成</p>
対象事業	<p>この事業の助成対象となる事業は、この要綱による助成の有無にかかわらず実施するものであって、団体内部の業務・事業（総会・会議等）を除くものとし、かつ次の各号のすべてに該当しなければならない。</p> <p>(1) 申請事業に公益性があると認められるもの (2) 申請事業が地域に密着していると認められるもの</p> <p>(3) 申請事業に収益性がないと認められるもの</p>
対象経費	<p>この事業の対象経費は、ボランティア活動に要する費用とする。ただし、次の経費は除く。</p> <p>(1) 備品購入費 (2) 人件費（謝礼金を含む）</p> <p>(3) 管理費（事務所借上料等団体の運営、管理に係る経費）</p> <p>(4) 食料費（ボランティア活動で提供する食事の原材料費を除く）</p> <p>(5) 研修費（団体や所属するメンバーが参加する研修会等に係る経費）</p> <p>(6) 負担金（関係団体や上部組織に対する会費など）</p>
交付率・上限額等	<p>助成率：対象経費の10/10以内</p> <p>助成額：上限3万円</p>
申請時期	例年、当該年度の6月～7月
新規採択事例（団体等）	<p>平成23年度：小樽再生フォーラムほか</p> <p>平成24年度：たんぼぼ文庫ほか</p>
問合せ窓口	公益財団法人 北海道地域活動振興協会 TEL：011-261-0803
備考	財団法人 北海道地域活動振興協会は北海道の出資団体であるため、「地域づくり総合交付金」との併用はできません。